

**平成25年度
第1回大分県自立支援協議会**

**日時：平成25年11月6日（水）
場所：大分県庁舎 新館52会議室**

大分県福祉保健部障害福祉課

目 次

議題 1 地域移行の現状及び課題について・・・・・・・・・・・・・・・・

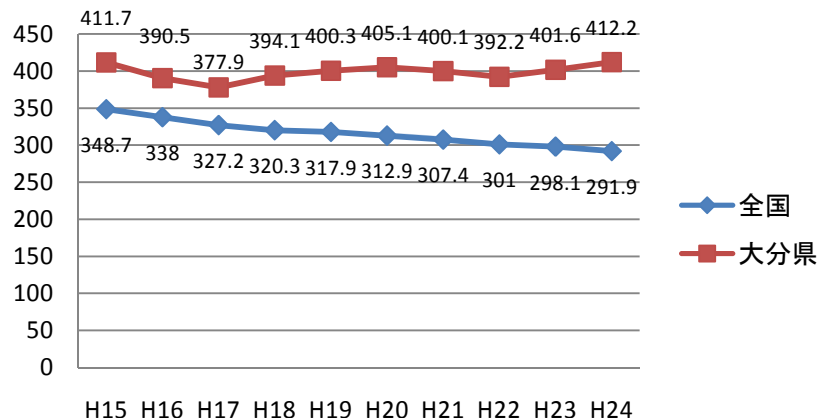
議題 2 就労移行支援（特別支援学校卒業生等）の現状及び課題について・・・・・・・・

議題 3 サービス等利用計画の策定状況について・・・・・・・・・・・・・・・・

議題 1 地域移行の現状及び課題について

精神科病院入院患者の状況

精神病床の平均在院日数の推移(病院報告)

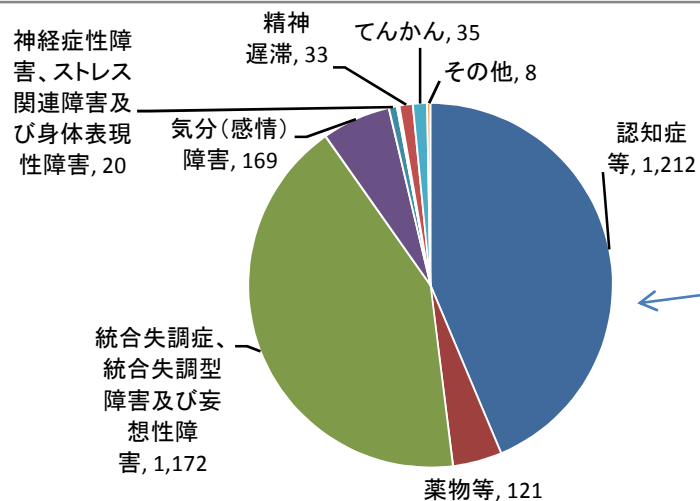
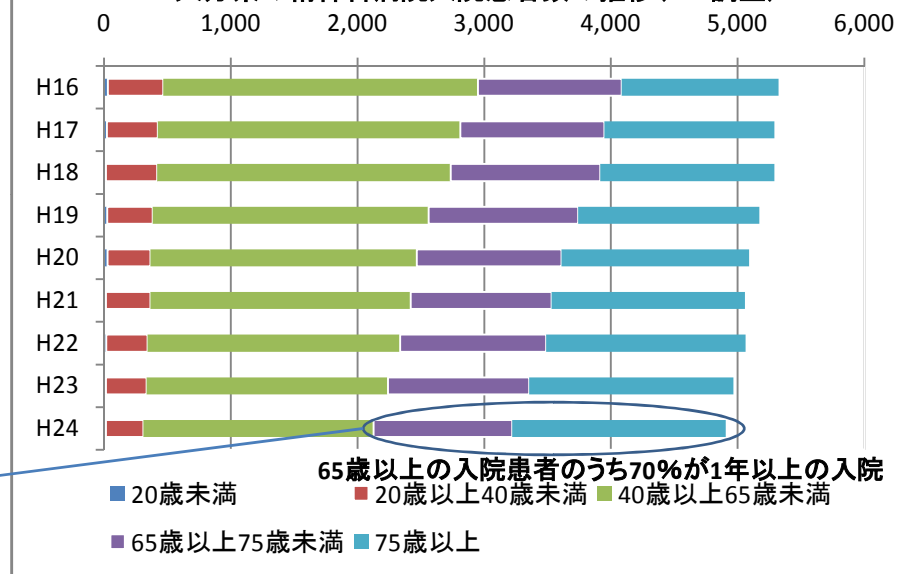


全国的には精神病床の平均在院日数は年々減少。
一方、大分県の精神病床の平均在院日数は横ばい。

入院患者数は減少する中、入院患者に占める65歳以上の患者は年々増加。
* H16年には65歳以上の入院患者が44.5%であったが、H19年には50.5%と半数を超え、H24年では56.7%が65歳以上!!

(参考)全国 65歳以上の患者が占める割合50.2%(H23年)

大分県の精神科病院入院患者数の推移(630調査)



平成25年度から『高齢入院患者地域支援事業』を開始

(鶴見台病院、衛藤病院へ委託)

入院期間の長期化や高齢化による生活機能や意欲の低下から、退院に向けた支援に時間や人手を要する機会が多いことから、院内の専門職種と地域の関係者がチームとなり、退院に向けた包括的な支援プログラムを実施し、地域移行をめざす。

高齢入院患者地域支援事業

目的: 高齢精神障害者の場合、入院期間の長期化や高齢化による生活機能や意欲の低下から、退院に向けた支援に時間や人手を要する機会が多いことから、院内の専門職種と地域の関係者がチームとなり、退院に向けた包括的な支援プログラムを実施し、地域移行をめざす。

方法: 院内に多職種からなるチームを作り、外部の事業所の相談支援専門員と介護支援専門員を入れて、定期的なミーティングや患者への働きかけ、関係者の研修等を実施する。

対象者: 主に統合失調症の60歳以上の入院患者

実施機関: 精神科病院2ヶ所に委託
(鶴見台病院、衛藤病院)

期間: 診療報酬による一般制度化をめざす国のモデル事業として平成25年度から26年度まで実施する。



大分県高齢入院患者地域支援事業実施要綱

第1 目的

高齢精神障がい者の場合、入院期間の長期化や高齢化による生活機能や意欲の低下から、退院に向けた支援に時間や人手を要する機会が多いことから、院内の専門職種と地域の関係者がチームを構成し、退院に向けた包括的な支援プログラムを実施し、地域移行をめざす。

第2 実施主体

実施主体は県とする。

なお、県は、事業の全部又は一部を精神科病院等に委託して実施することができるものとする。

第3 実施期間

診療報酬による一般制度化をめざす国のモデル事業として平成25年度から26年度まで実施予定。

第4 対象者

精神科病院に入院している、概ね60歳以上の高齢入院患者（主診断名が統合失調症の者）。

第5 事業内容

(1) 退院支援員の配置や専門部署の設置による退院支援

病院内に支援や調整に係る専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種と、相談支援専門員や介護支援専門員といった地域の関係者からなるチームを構成して、定期的なミーティングや対象者への働きかけ等により、退院に向けた支援を行うものとする。

(2) 地域移行に向けた普及啓発

地域移行に向けた普及啓発を推進するため、地域関係者と協働して研修、シンポジウムを行うものとする。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別途定めるものとする。

大分県の地域移行の取組の経過及び現状

取組の経過

年度	取組
H17年度	「精神障がい者退院促進事業」を開始 別府市をモデル地区として実施
H18年度	大分地区をモデル地区に追加
H19年度	別府地区、大分地区に自立支援員を配置
H20年度	両地区に地域体制整備コーディネーター、地域移行推進員を配置
H21年度	別府地区、大分地区に加えて4保健所圏域で地域移行を展開 各圏域で『地域移行支援協議会』し、支援対象者を決定し、 地域移行支援を展開。
H22年度	↓
H23年度	
H24年度	障害者自立支援法による地域移行・地域定着支援の個別給付開始 各圏域では「地域移行支援協議会」を開催し、体制整備等を検討 「精神障がい者地域移行・地域定着促進研修会」開催

H17年からの取組の中で見えてきた、
精神障がい者の地域移行に向けた課題

- ①住居環境の確保
- ②日中活動の場の確保
- ③退院について家族の同意が得られない
- ④本人が退院を希望しない
地域での生活に対して本人の不安が強い
- ⑤地域移行支援に手間がかかる



個別給付化後の課題

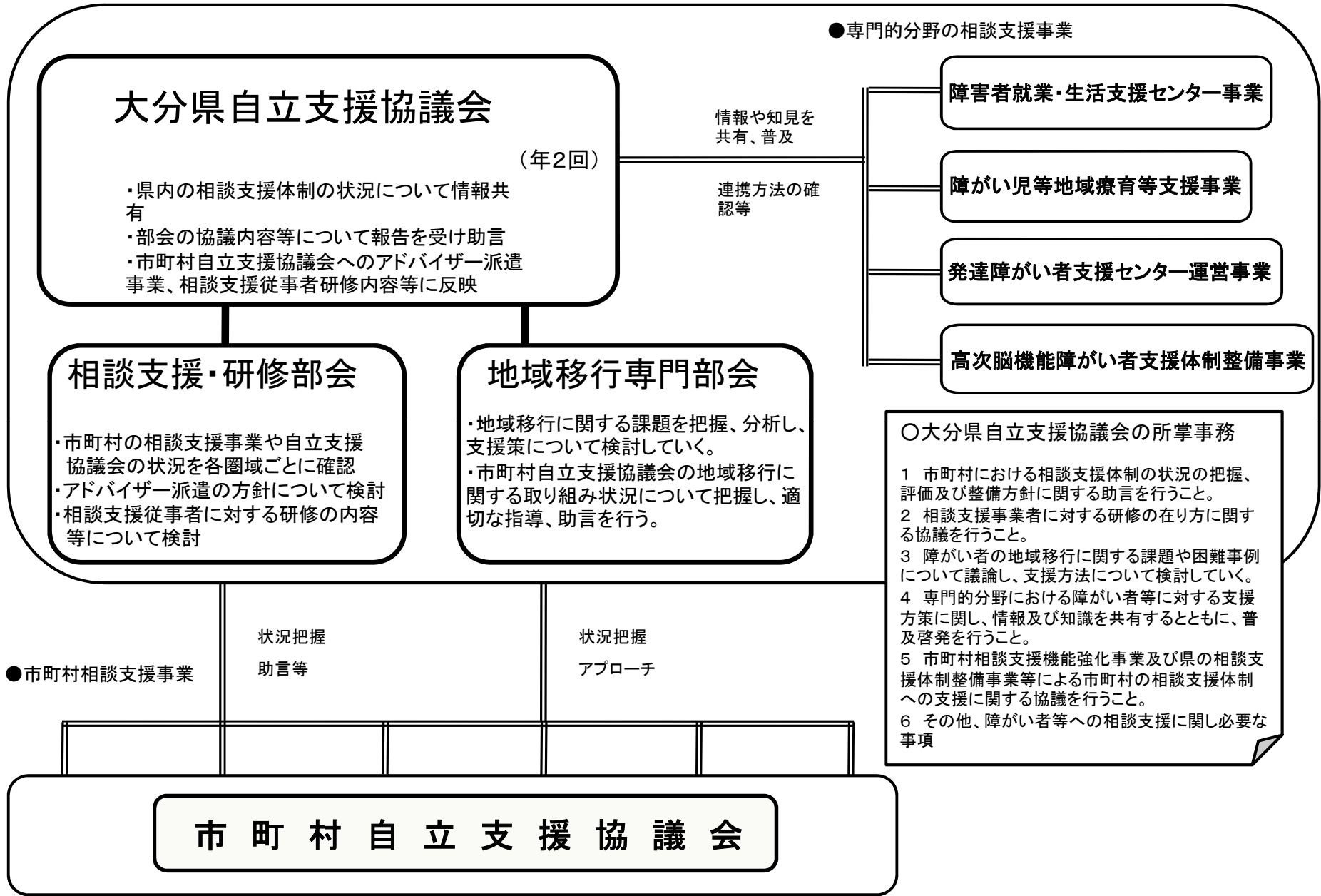
- ①個別給付化で本人が希望すればサービスとして支援が受けられる。
希望しない(退院意欲のない)人への支援(掘り起こし)を誰がするのか。
- ②相談支援事業所の現状
 - ・計画相談支援に追われて、地域相談支援まで支援が行き届かない
 - ・人手不足
 - ・精神障がい者の支援の経験(支援のノウハウ)がない
 - ・当事者が利用したくても受けてくれる事業所がない地域も……



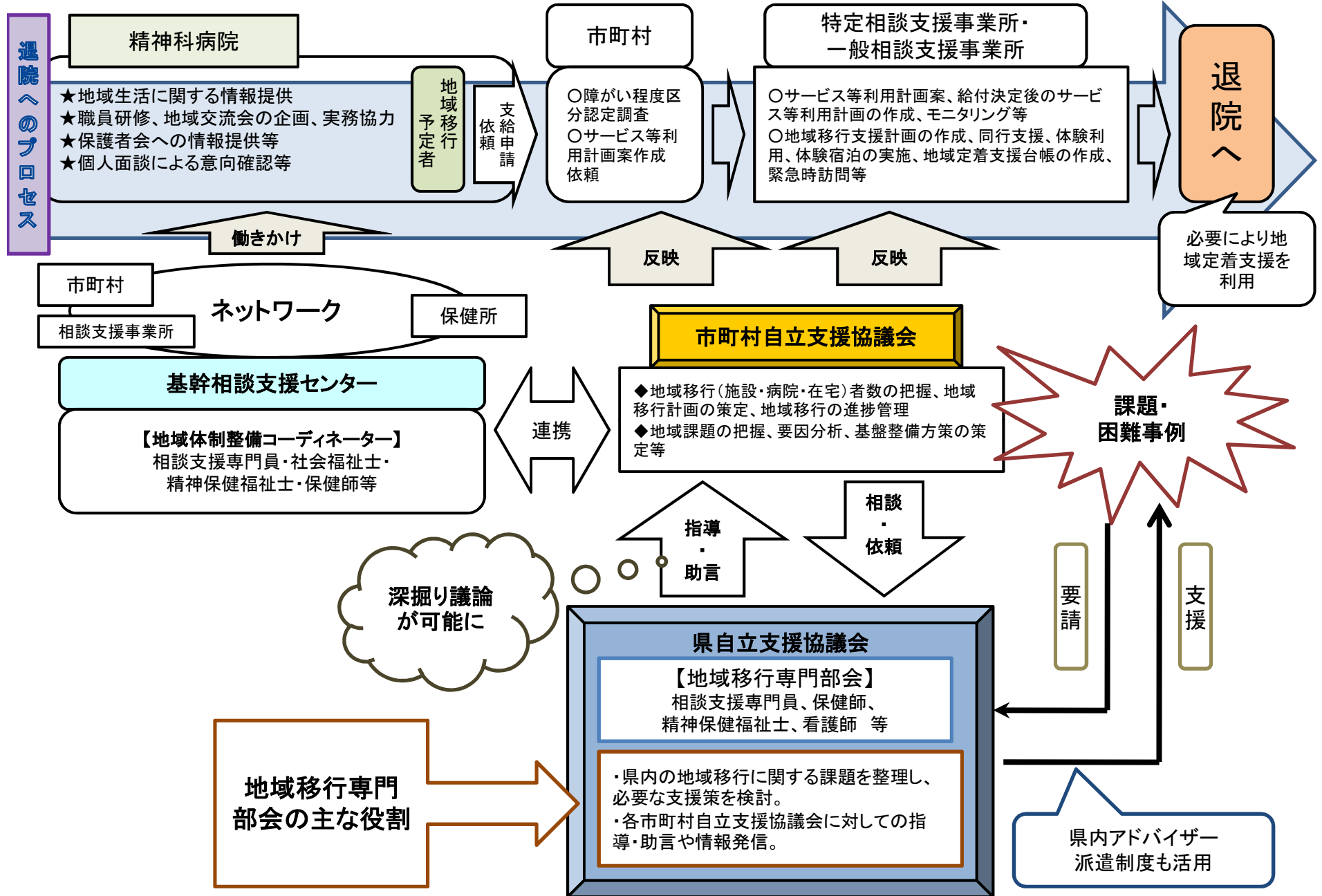
必要な取組

- ①社会資源整備
- ②地域移行の体制整備
- ③地域移行を担う人材の育成
- ④精神科病院への働きかけ
市町村自立支援協議会の機能強化
- ⑤高齢者対策(高齢入院患者地域支援事業)

大分県自立支援協議会 イメージ

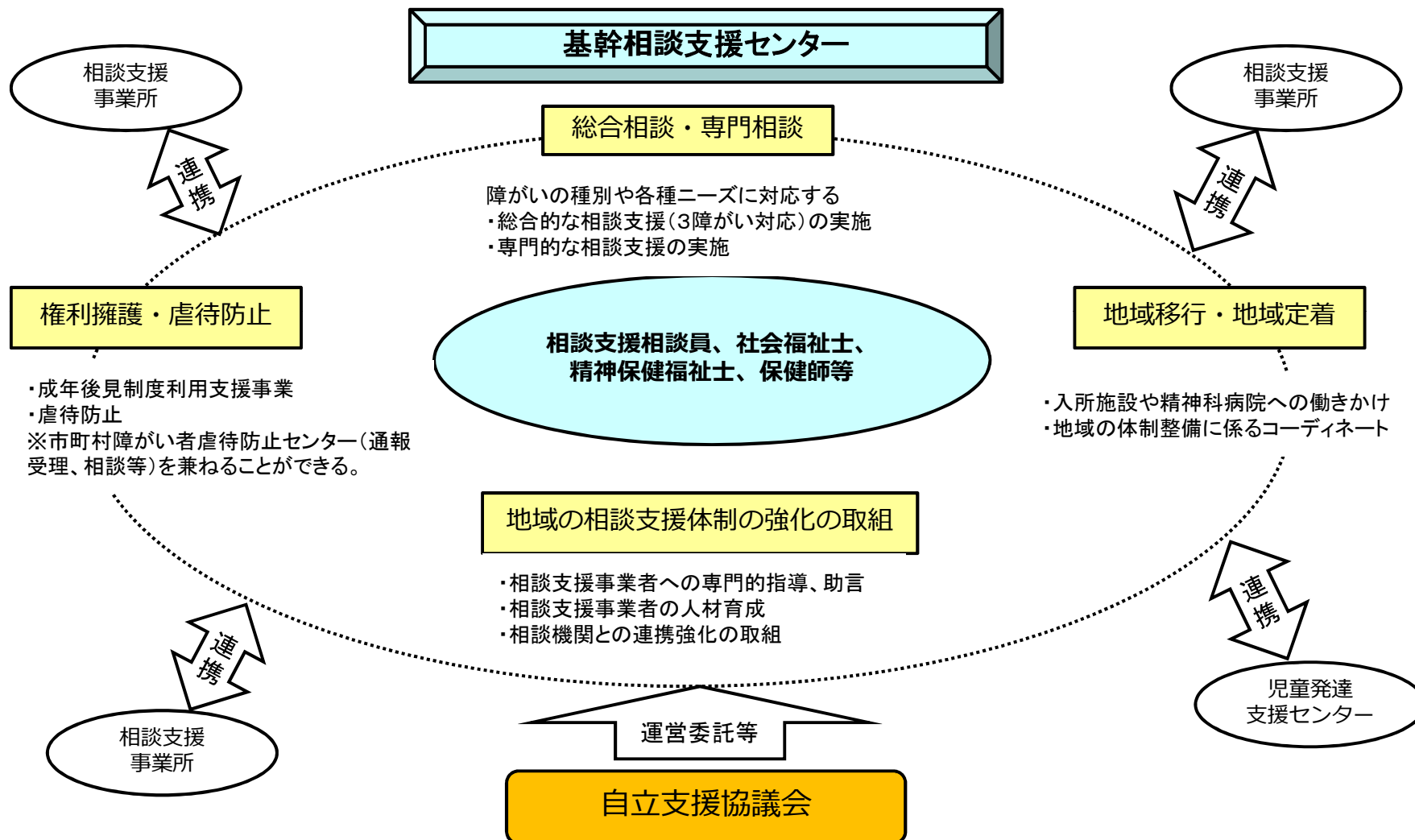


県自立支援協議会 地域移行専門部会の役割



基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。



議題 2 就労移行支援（特別支援学校卒業生等）の 現状及び課題について

特別支援学校高等部卒業者等に係る就労継続支援B型の利用の取扱いについて

現行の取扱い(対象者)

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者
- ④ ①、②、③に該当しない者であって、地域に一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業者が少なく、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における本事業の利用希望者(平成24年度末までの経過措置)

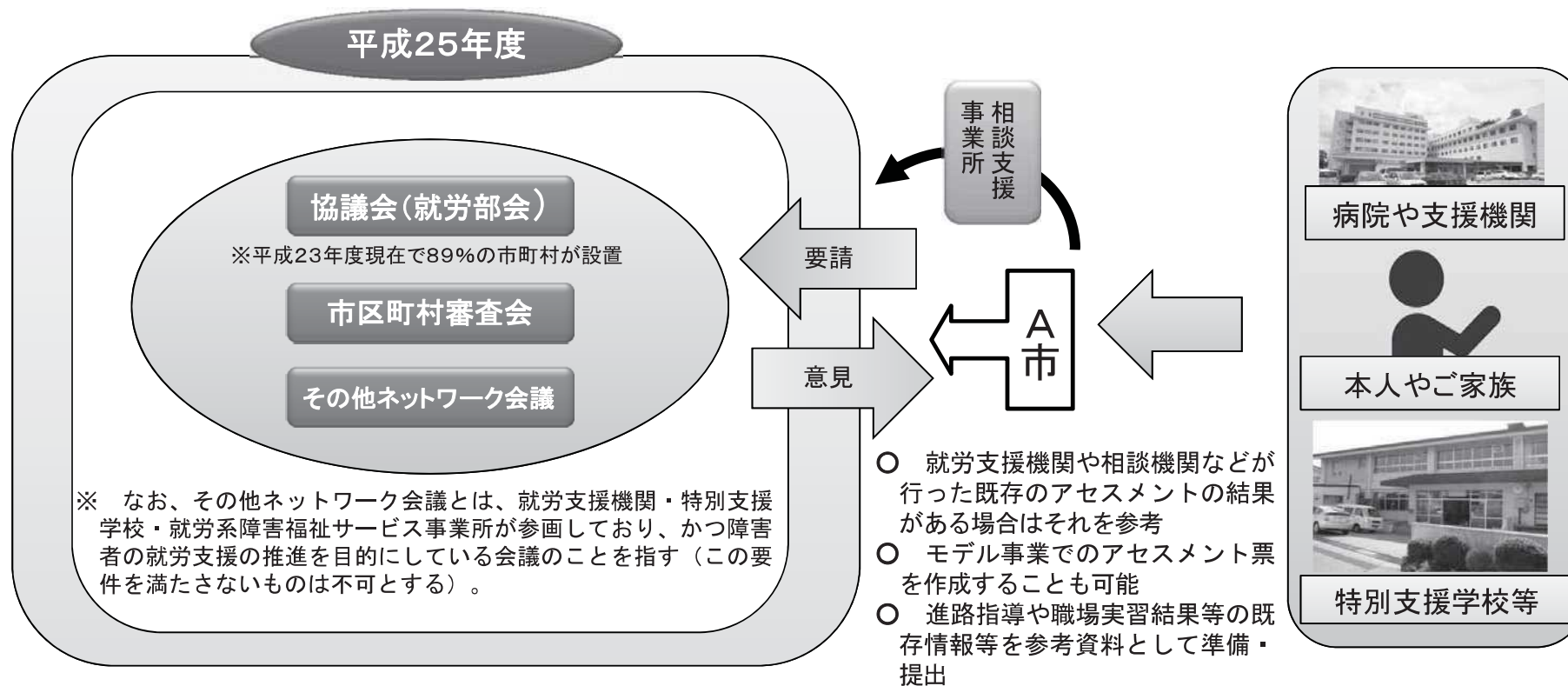


平成25年4月以降の取扱い(案)

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者
- ④ ①から③までのいずれにも該当しない者であって、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや就労移行支援事業者が少ない地域において、協議会等からの意見を徴することにより、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した本事業の利用希望者(平成27年3月末までの経過措置)

※ この経過措置により平成25年4月以降に就労継続支援B型の利用を開始した場合、3年後の支給決定更新時には、就労面のアセスメントを受けることとするので御留意いただきたい。

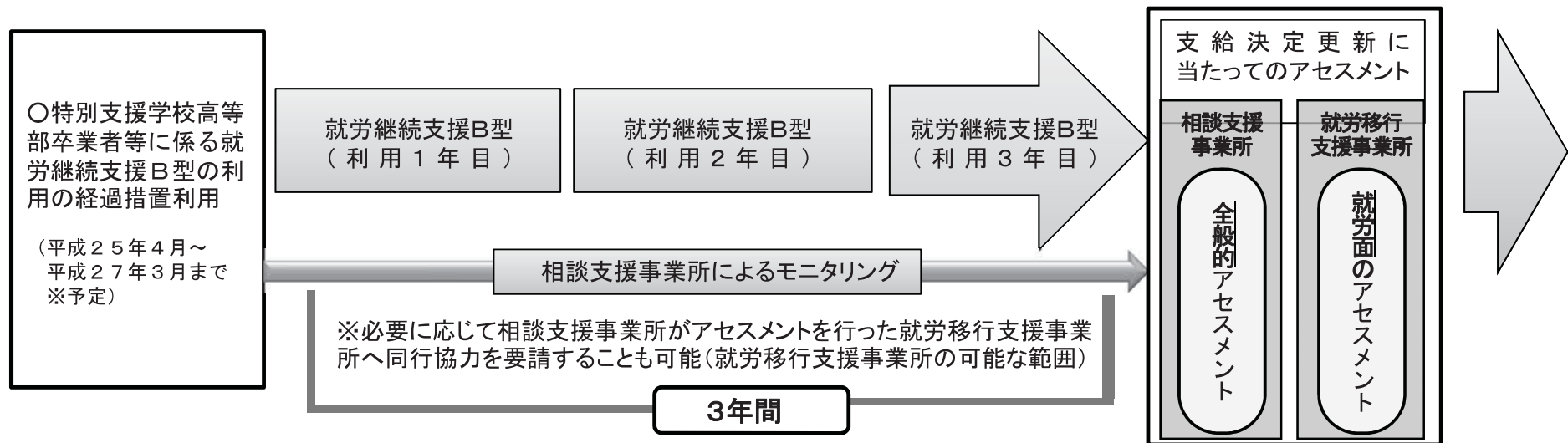
特別支援学校高等部卒業生等に係る就労継続支援B型の利用の経過措置の取扱い (平成25年4月～平成27年3月まで ※予定)



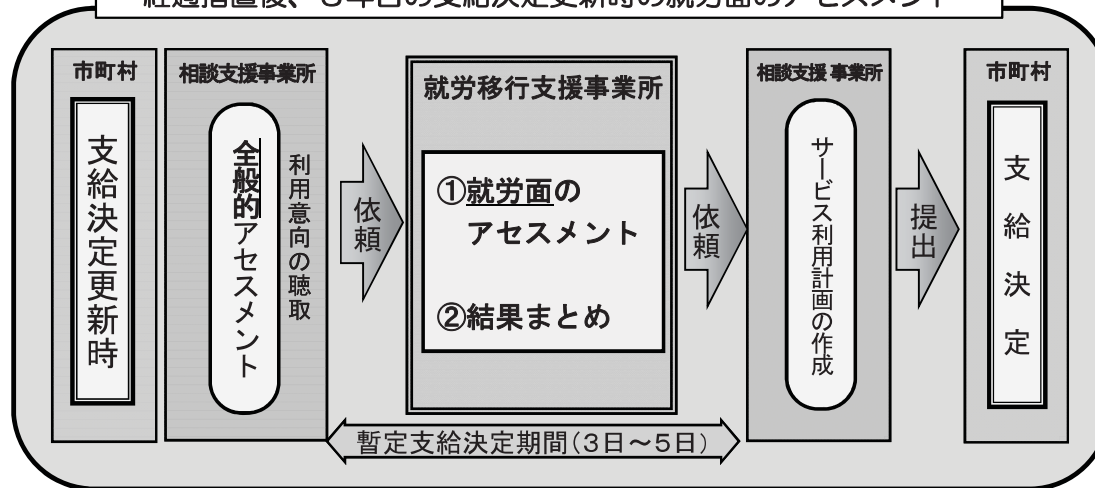
就労移行支援事業所（障害者就業・生活支援センターが同一法人の就労移行支援事業所の従たる事業所の指定を受ける場合を含む）でアセスメントができない場合は、市町村が就労継続支援B型の利用を判断する前に、利用希望者の状況を事前調査し、自立支援協議会・市区町村審査会・その他ネットワーク会議（就労支援機関・特別支援学校・就労系障害福祉サービス事業所が参画している障害者の就労支援の推進を目的にしている会議）に意見を要請する。

意見の結果「就労継続支援B型の利用がやむを得ない」ないしは「適当である」ことが確認された者を就労継続支援B型利用可とする方法。

利用開始時にアセスメントを受けられなかった者（経過措置）等の取扱い



経過措置後、3年目の支給決定更新時の就労面のアセスメント



支給決定更新時のアセスメント対象者

- ① 平成25年以降で利用開始時に就労移行によるアセスメントを利用せず就労継続支援B型を利用した者
(その他、以下のようなケースで本人が希望・同意した場合)
- ② 相談支援事業者よりアセスメントを勧められた。
- ③ 当初の就労移行によるアセスメントの結果により、3年後にも「就労面」のアセスメントをすべきであると、その時に勧められた。
- ④ その他市区町村が必要と認めた。

※ 事前にアセスメントを行うことが決まっている経過措置利用者については、利用開始時のサービス利用計画作成時にアセスメントも含めた計画を立てておく等、円滑なアセスメントが行えるよう工夫が必要である。

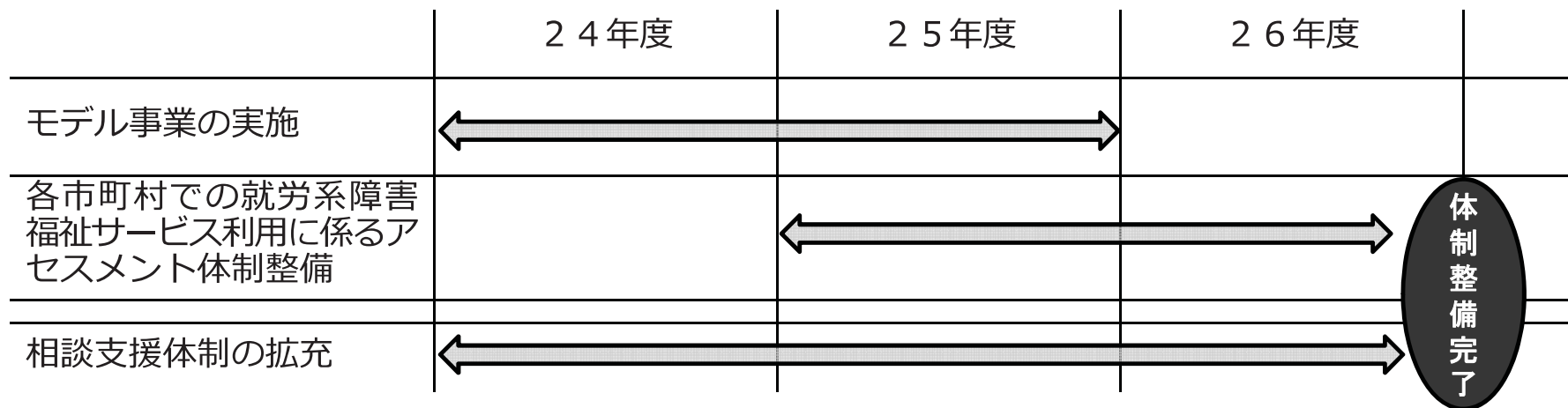
特別支援学校卒業者等に係る就労継続支援 B 型の利用に係る今後の対応

○ 市町村における就労系サービス利用に係るアセスメント体制の整備

就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントを経た上で就労継続支援 B 型の利用を認めるといった基本的な方向性は維持する方針。

今後は、障害者就業・生活支援センターのモデル事業の成果も踏まえ、当該センターによるアセスメントを含めた、就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメント体制の整備を各市町村にお願いしている。（平成24年10月22日開催の障害保健福祉関係主管課長会議にて）

具体的には、就労移行支援事業に加え、障害者就業・生活支援センターによるアセスメントも可能となることを前提に、自立支援協議会での議論等も踏まえ、市町村ごとにどの様に体制整備を図るのか、計画等も策定しつつ準備を進めていただくことをお願いしている。



ダイレクトBの取扱いについて

～各市町村の取り組み状況～

① 就労移行支援事業所によるアセスメントを実施する市町村

大分市、臼杵市、津久見市、豊後高田市

② 協議会等からの意見を付する市町村

別府市、中津市、日田市、竹田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、九重町

※協議会等(自立支援協議会、市区町村審査会、その他ネットワーク会議)の主な構成機関

特別支援学校、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、相談支援事業所、福祉事務所 など

③ 具体的にダイレクトBの取扱いについて決まっていない市町村

佐伯市、姫島村、玖珠町

議題3 サービス等利用計画の策定状況について

サービス等利用計画の作成計画 (平成25年10月調査) 平成25年9月までは作成実績、平成25年10月以降は作成計画です。

24年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	累計	進捗
大分市	0	0	2	3	3	28	21	24	35	38	31	163	348	348	11.13%
別府市	0	0	0	1	6	2	1	3	7	15	39	27	101	101	7.69%
中津市	1	1	0	0	1	0	4	3	6	8	13	17	54	54	7.71%
日田市	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	6	9	9	1.27%
佐伯市	0	0	6	1	2	6	5	18	5	9	10	7	69	69	8.88%
臼杵市	0	0	0	1	0	1	2	2	5	1	4	18	34	34	7.23%
津久見市	0	0	0	0	0	4	4	11	2	7	6	5	39	39	16.67%
竹田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0.35%
豊後高田市	1	0	0	3	0	0	3	7	12	12	5	8	51	51	20.73%
杵築市	0	0	0	3	5	5	16	6	4	0	1	3	43	43	17.77%
宇佐市	1	2	4	0	5	3	2	2	2	5	4	7	37	37	7.10%
豊後大野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	2	8	8	1.33%
由布市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
国東市	0	0	0	1	0	3	2	1	4	4	6	6	27	27	10.00%
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
日出町	0	0	0	0	0	2	4	1	2	12	2	2	25	25	11.90%
九重町	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	2.25%
玖珠町	0	0	0	3	1	12	0	7	2	0	2	11	38	38	22.89%
合計	3	3	12	17	24	68	64	85	86	116	125	283	886	886	8.62%

25年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	累計	進捗
大分市	110	100	100	125	125	165	165	165	165	165	165	95	1,645	1,993	63.71%
別府市	82	53	44	52	54	36	42	50	50	50	50	50	613	714	54.34%
中津市	6	5	9	17	23	18	30	46	19	26	19	40	258	312	44.57%
日田市	1	0	0	1	2	17	24	34	36	39	44	47	245	254	35.93%
佐伯市	16	6	60	19	19	78	24	25	29	22	36	68	402	471	60.62%
臼杵市	13	14	12	11	6	25	15	15	15	15	20	20	181	215	45.74%
津久見市	12	19	14	14	13	15	8	8	8	8	8	8	135	174	74.36%
竹田市	6	3	6	9	3	7	4	0	1	4	10	7	60	61	21.40%
豊後高田市	4	4	11	10	6	8	9	9	9	9	9	9	97	148	60.16%
杵築市	12	3	2	47	5	2	2	3	6	1	4	4	91	134	55.37%
宇佐市	3	3	4	12	12	5	15	15	15	45	45	45	219	256	49.14%
豊後大野市	0	4	1	4	3	3	3	10	50	50	100	100	328	336	56.00%
由布市	0	0	0	1	1	1	8	10	10	10	20	20	81	81	26.30%
国東市	9	4	5	9	5	2	12	12	12	12	12	12	106	133	49.26%
姫島村	4	0	0	7	0	0	1	1	0	0	0	2	15	15	100.00%
日出町	1	4	6	7	5	4	8	8	8	8	8	8	75	100	47.62%
九重町	1	0	4	1	1	0	3	3	3	3	3	5	27	29	32.58%
玖珠町	0	0	5	5	0	14	5	4	2	6	2	12	55	93	56.02%
合計	280	222	283	351	283	400	378	418	438	473	555	552	4,633	5,519	53.68%

26年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	累計	進捗
大分市	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	90	1,135	3,128	100%
別府市	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	600	1,314	100%
中津市	98	21	24	85	20	20	20	20	20	20	20	20	388	700	100%
日田市	48	49	47	42	44	52	45	48	36	21	11	10	453	707	100%
佐伯市	12	19	34	31	23	59	30	19	16	16	10	37	306	777	100%
臼杵市	25	30	35	20	20	20	15	15	15	20	20	20	255	470	100%
津久見市	8	8	8	8	8	8	2	2	2	2	2	2	60	234	100%
竹田市	25	7	10	101	12	3	6	2	24	8	12	14	224	285	100%
豊後高田市	9	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	98	246	100%
杵築市	12	2	0	48	1	7	9	12	1	0	10	6	108	242	100%
宇佐市	25	25	25	45	25	25	20	15	15	15	15	15	265	521	100%
豊後大野市	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	264	600	100%
由布市	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	7	227	308	100%
国東市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	17	0	137	270	100%
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	100%
日出町	9	9	9	9	9	10	10	9	9	9	9	9	110	210	100%
九重町	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	60	89	100%
玖珠町	1	2	13	8	16	22	1	4	4	0	0	2	73	166	100%
合計	476	385	417	609	390	438	370	358	354	323	326	317	4,763	10,282	100%

市町村別相談支援専門員の従事者数

平成25年10月調査

単位(人)

大分市	別府市	中津市	日田市	佐伯市	臼杵市	津久見市	竹田市	豊後高田市
52	17	6	6	17	5	3	7	4
杵築市	宇佐市	豊後大野市	由布市	国東市	姫島村	日出町	九重町	玖珠町
6	5	9	3	6	0	7	0	4

※相談支援従事者初任者研修の修了状況について

計 157 人

H23・・・118人
H24・・・113人
H25・・・145人

直近の過去3年間で計376人が相談支援従事者初任者研修を修了している。

今後の相談支援専門員1人における 月当たり新規のサービス等利用計画の必要作成件数

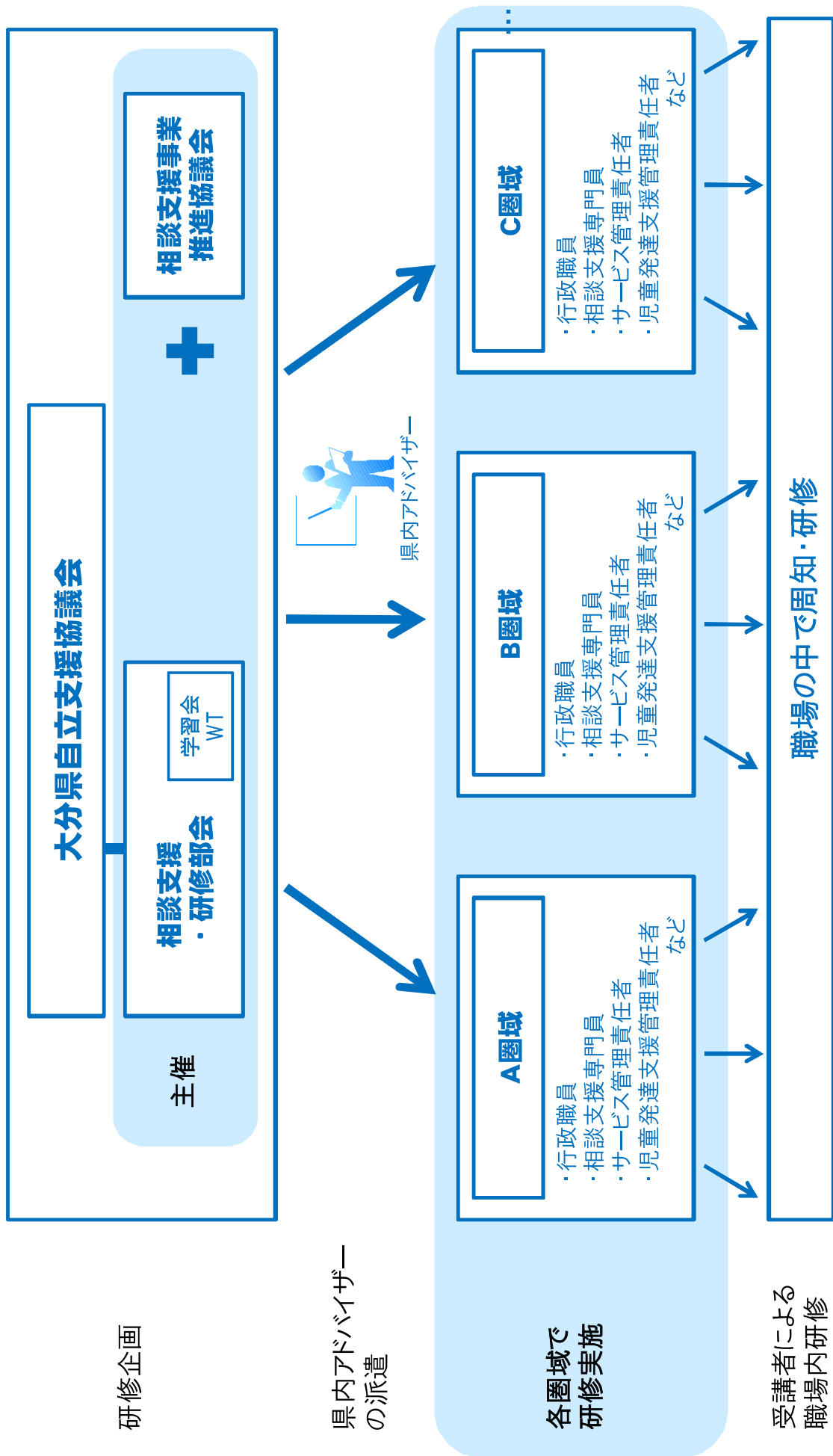
作成期間 H25. 10月～H27. 3月末

単位(件)

大分市	別府市	中津市	日田市	佐伯市	臼杵市	津久見市	竹田市	豊後高田市
2. 2	2. 9	5. 3	6. 3	1. 7	3. 9	2	2	2. 1
杵築市	宇佐市	豊後大野市	由布市	国東市	姫島村	日出町	九重町	玖珠町
1. 8	4. 9	3. 6	6. 4	1. 9		1. 3		1. 4

算定式:(H25年10月以降の必要作成件数/相談支援専門員数)/18か月

相談支援専門員とサービス管理責任者合同学習会について



相談支援専門員とサービス管理責任者の 合同学習会実施状況

平成25年11月6日現在

実施圏域	市町村	参加者数	アドバイザー	日 時
西部圏域	日田市・九重町 玖珠町	34名	石松 聡美	平成25年3月22日
東部圏域	別府市・杵築市 国東市・姫島村 日出町	94名	首藤 辰也 神志那 久美	平成25年8月27日
北部圏域	宇佐市	51名	石川 博一 <small>※合同学習会の企画・ 運営に協力</small>	平成25年8月28日
中部圏域	臼杵市	36名	吐合 紀子	平成25年9月19日
南部圏域	佐伯市	未定	疋田 秀美	平成25年11月7日(予定)
豊肥圏域	豊後大野市 竹田市	未定	首藤 辰也 神志那 久美	平成25年11月19日(予定)

内容

- ① 講義・演習
 - ・ サービス等利用計画の作成手続きや留意点について
 - ・ 「サービス等利用計画」と「個別支援計画」の関係性について
- ② 意見交換

議題 4 その他

平成25年度 大分県障がい福祉関係研修 実績及び計画

平成25年11月6日現在

研修名	内容と対象者	開催日時	会場	申込期間	申し込み・問い合わせ先 (県の担当班等)
相談支援従事者初任者研修	(対象者) ・相談支援専門員となる者(計画相談支援、障害児相談支援、地域移行・地域定着) ・サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者となる者【2日間のみ】	平成25年 6月27日(木)	大分県社会福祉介護研修センター(大分市明野東3-4-1)	終了	大分県社会福祉介護研修センター 097-552-6888 (障害福祉課自立支援班)
		平成25年 6月28日(金)			
		平成25年 6月30日(日)			
		平成25年 8月 6日(火)			
		平成25年 8月 7日(水)			
相談支援従事者現任研修	(対象者) ・相談支援専門員(計画相談支援、障害児相談支援、地域移行・地域定着)	平成25年10月2日(水)	大分県社会福祉介護研修センター(大分市明野東3-4-1)	終了	大分県社会福祉介護研修センター 097-552-6888 (障害福祉課自立支援班)
		平成25年10月29日(火)			
		平成25年10月30日(水)			
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修	(対象者) ・サービス管理責任者及び児童発達管理責任者になろうとする者 ・相談支援従事者初任者研修の共通講義2日間を受講した者	・共通講義 平成26年1月上旬 ・各分野 平成26年1月～2月	大分県庁	平成25年11月下旬～ 平成25年12月上旬	障害福祉課自立支援班 097-506-2731
相談支援従事者専門コース別研修	(内容) 主に相談支援業務に従事している者を対象に、より専門的な知識・技術を習得するため、年間4コース程度を実施(例:障害児支援/権利擁護、成年後見制度/地域移行、地域定着、触法/セルフマネジメント/スーパービジョン、管理、面接技術) (対象者) ・指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者	平成25年9月9日(月) (① 成年後見・権利擁護) 平成25年12月2日(月) (② 障害児支援) 平成25年1月頃 (③ 地域移行・定着、触法予定) 平成26年3月頃 (④ スーパービジョン・管理・面接技術 予定)	大分県総合社会福祉会館 (大分県大分市大津町2-1-41)	①終了 ②平成25年11月上旬 ③未定 ④未定	障害福祉課地域生活支援班 097-506-2725
地域移行・地域定着促進研修	(対象者) ・相談支援専門員(地域移行・地域定着) ・保健所 ・市町村職員 ・精神科病院職員 等	平成25年11月11日(月) 平成25年11月12日(火)	大分県医師会館	終了	障害福祉課精神保健福祉班 097-506-2733
ピアサポーターの育成に関する研修	(対象者) ・ピアサポーター ・ピアサポーターの支援者 等	時期未定	未定	未定	障害福祉課精神保健福祉班 097-506-2733
虐待防止・権利擁護研修	(対象者) ・全事業所 ・市町村	12月頃	未定	未定	障害福祉課地域生活支援班 097-506-2725